

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

### 身体拘束廃止未実施減算の取扱いについて

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、指定障害福祉サービス等事業の運営におきましては、令和3年度より身体的拘束等の適正化にかかる運営基準の改正があったところであり、令和3年度指定障害福祉サービス等報酬改定においても、当該改正に伴い経過措置終了後の令和5年4月1日以降身体拘束廃止未実施減算を適用することとされました。

については、身体拘束廃止未実施減算の取扱いについて下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 減算が適用されるサービス種別

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・生活介護・共同生活援助・施設入所支援・療養介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児入所支援

#### 2 減算される単位数

1日につき5単位を所定単位数から減算

#### 3 減算が適用される要件

以下の運営基準のいずれかを満たさない場合に減算が適用されます。

- (1) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

- (2) 身体拘束等の適正化を検討するための委員会（以下、「身体拘束適正化検討委員会」という。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること（定期的とは、少なくとも1年に1回以上）。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (4) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること（定期的とは、少なくとも1年に1回以上）。

(参考)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A

VOL. 1（令和3年3月31日）

問 18

Q 身体拘束等廃止未実施減算の適用要件である、身体拘束適正化検討委員会の開催及び研修の実施について、「年に1回」とは、年度で考えるのか。または、直近1年で考えるのか。

A 直近1年で考える。

実地指導では実施日から遡って1年以内に委員会、研修を実施しているか確認します。もしその期間に委員会、研修を実施していない場合、減算となる恐れがあります。（年1回実施の場合、毎年同じ月に開催する等、直近1年以内に1回以上開催してください）。

#### 4 減算の適用期間

- ・ 減算の適用開始月：事実が生じた月の翌月

実地指導等により運営基準を満たしていない事実が確認された月の翌月が減算の適用開始月となります。

- ・ 減算の適用終了月：改善が認められた月

運営基準を満たしていない事実が生じた場合、障害福祉課あて（岐阜地域は岐阜地域福祉事務所あて）に改善計画をご提出いただき、その計画に基づいた改善状況を事実が生じた月から3月後に改善報告をご提出いただきます。当該報告により改善が認められた月が減算終了月となります。

#### 5 その他

- ・ 改善計画及び改善報告の参考様式については、実地指導等にて運営基準を満たさない事実を確認した際に、実地指導等の担当よりお知らせします。

|                     |                      |    |    |
|---------------------|----------------------|----|----|
| 岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係 |                      |    |    |
| 係長                  | 若原                   | 担当 | 佐藤 |
| TEL                 | 058-272-1111 内線 3490 |    |    |
| FAX                 | 058-278-2643         |    |    |

|                     |              |    |        |
|---------------------|--------------|----|--------|
| 岐阜県岐阜地域福祉事務所地域福祉第二係 |              |    |        |
| 係長                  | 向井           | 担当 | 秋山・佐久間 |
| TEL                 | 058-272-8287 |    |        |
| FAX                 | 058-278-3526 |    |        |